

令和三年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例	1
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	1
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	2
島根県手数料条例の一部を改正する条例	2
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例	9
島根県国民健康保険財政調整基金条例	10
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	10
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	12
島根県魚介類行商条例を廃止する条例	14
食品衛生法施行条例	15

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	16
島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	16
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	16
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	17
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	17
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	18
島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	18
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	19
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	20
島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例 ...	20
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	21
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	22

令和3年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第26号議案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整理

- (1) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
- (2) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

第27号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

水産振興を担う現場の体制を強化するため、地方機関の再編を行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 水産事務所を農林振興センターと統合し、農林水産振興センターを2か所に設置すること。
- (2) 隠岐支庁水産局を同支庁農林局と統合し、同支庁農林水産局を設置することに伴う支庁の事務の分掌に係る規定の整理
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
(1)に伴う規定の整理

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第28号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の給与に関する条例等の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
6月	100分の120	100分の117.5
12月	100分の120	100分の117.5

(2) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	月額	159,300円	165,000円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	199,200円	205,000円

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 覚せい剤取締法関係手数料

ア 引用する法律の題名の改正

イ その他規定の整理

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係手数料

引用する条項の整理

- (3) 肥料取締法関係手数料

ア 引用する法律の題名の改正

イ 引用する条項の整理

- (4) 家畜改良増殖法関係手数料

ア 手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
許可証の書換交付を受けようとする者	1,700円
許可証の再交付を受けようとする者	1,700円

イ その他規定の整理

- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の区分の見直し

- ア) 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物に係る計画の認定又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定であって、非住宅部分がある場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

- イ) 住宅以外の建築物に係る計画の認定

区 分	手数料の額
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料の区分の見直し

- ア) 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物に係る計画の変更の認定又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の

住戸に係る計画の変更の認定であって、計画の変更に係る非住宅部分がある場合

区 分	手数料の額
変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

(イ) 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定

区 分	手数料の額
変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

ウ その他規定の整理

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の区分の見直し

㍑ 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円

(イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円

工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
--	---------

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の区分の見直し

㍿ 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円

㍿ モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る手数料の区分の見直し

㍿ 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上	30,000円

1,000平方メートル未満のもの

(イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円

エ 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査に係る手数料の新設

区 分	手数料
(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	153,000円
(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	192,000円

オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

㍿ 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

イ 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

㍿ 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

イ 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

キ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

㉞ 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

㉟ モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

ク その他規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、2の(1)、(2)の一部、(3)、(4)のイ、(5)のウの一部及び(6)のクの一部については公布の日から、2の(2)（公布の日から施行するものを除く。）については令和3年8月1日から施行する。

第30号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- (2) 組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

2の(2)については公布の日から、2の(1)については令和3年6月9日から施行する。

第31号議案

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の施行に伴い、信号機に関する基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していること（以下「表示の開始又は継続」という。）を伝達するための音響を発することができる信号機について、当該表示の開始又は継続に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機を含むものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例

1 提案理由

ドクターヘリ運航事業に要する経費として積み立てた基金に属する現金を全額取り崩すことに伴い、基金の設置を要しなくなることから、島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県国民健康保険財政調整基金条例

1 提案理由

国民健康保険の財政の安定化に資する事業において、年度相互間における財源の増減を調整する資金に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

国民健康保険の財政の安定化に資する事業において、年度相互間における財源の増減を調整する資金に充てるため、島根県国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第34号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 次に掲げる事項に係る規定の整備

- ア 業務継続計画の策定等
- イ 感染症の予防及びまん延を防止するための措置
- ウ 地域との連携等
- エ 虐待の防止
- オ 勤務体制の確保等
- カ ユニットの居室又は病室の設備の基準
- キ 電磁的記録等
- ク 管理栄養士の配置
- ケ 栄養管理及び口腔衛生の管理

イ 事業所又は施設における委員会又は会議をテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

ウ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	アの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	アの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(オ)まで及び(キ)、イ並びにウ
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(オ)まで及び(キ)、イ並びにウ
島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	アからウまで
島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並	アの(ア)から(オ)ま

びに運営に関する基準を定める条例	で及び(中)から(ケ)まで、イ並びにウ
島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	アからウまで
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(ケ)まで及び(中)から(ケ)まで、イ並びにウ

3 施行期日
令和3年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 次に掲げる事項に係る規定の整備

- (ア) 虐待の防止
- (イ) 職場における適切なハラスメント対策
- (ウ) 業務継続計画の策定等
- (エ) 感染症等の予防及びまん延を防止するための措置
- (オ) 災害対応に向けた地域との連携
- (カ) 従業者の員数

イ 指定居宅介護事業者等は、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を行ってはならないこととし、やむを得ず身体拘束等を行

う場合には、その態様等を記録しなければならないこと。

ウ 指定居宅介護事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催及びその結果の周知徹底、指針の整備並びに研修の定期的実施の措置を講じなければならないこと。

エ 指定就労定着支援事業者等は、事業所等における委員会、会議又は相談支援についてテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

オ 指定就労移行支援事業者等は、利用者等が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこと。

カ 指定就労継続支援 A 型事業者等は、運営状況に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこと。

キ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	アからキまで
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア、ウからオまで及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	ア及びウからキまで
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(オ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ア)から(オ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	ア、ウからオま

支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	で及びキ
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア、ウ、エ及びキ
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア、ウ、エ及びキ
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	アの(ウ)から(カ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	キ
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	キ
<p>3 施行期日 令和3年4月1日から施行する。</p>	

第36号議案

島根県魚介類行商条例を廃止する条例

1 提案理由

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県魚介類行商条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

令和3年6月1日から施行する。

第37号議案

食品衛生法施行条例

1 提案理由

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、営業の施設の基準及びふぐ処理者の免許等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 食品等を取り扱う営業の施設の基準を定める上で参酌すべき基準が食品衛生法施行規則の規定により定められることに伴い、同基準を本県における基準とすること。ただし、この基準により難しい場合であって、特に公衆衛生上支障がないと認めるときは、基準を緩和することができること。
- (2) 営業許可の業種区分の見直し等に伴い、手数料を改定すること。
- (3) 業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、ふぐ処理者の免許を受けなければならないこと。
- (4) ふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有することを確認するための試験を行うものとする。
- (5) (4)の試験の合格者、他の都道府県等のふぐ処理者の免許を有する者等に、島根県のふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）を与えること。
- (6) 免許の取消し及び免許証の返納について定め、期限内に免許証を返納しないときは、公表することができること。
- (7) 免許を与えない場合について定めること。
- (8) 令和3年6月1日から3年間は、既存ふぐ処理者は、県内において業として食用のふぐの処理に従事することができること。
- (9) その他所要の経過措置を定めること。

3 施行期日

令和3年6月1日から施行する。

第38号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立中央病院における病床数の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県立中央病院の一般病床を572床から522床とすること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医療の質の向上及び医療従事者の安定的確保を図るため、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

病院局職員の定数の改正

改正前	改正後	増減
1,033人	1,145人	112人

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第40号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

小学校、中学校及び義務教育学校の少人数学級編制基準の見直し、児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,578人	1,563人	15人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	-
特別支援学 校	教育職員	1,017人	994人	23人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中 学校及び義 務教育学校	教育職員	5,033人	5,026人	7人
	事務職員及び技術職員	354人	355人	1人

- 3 施行期日
令和3年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立青少年社会教育施設の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県立青少年の家の施設の使用料の新設

区 分	使用料の額	
グラウンド	1時間につき	470円

- 3 施行期日
令和3年4月1日から施行する。

第42号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家畜伝染病予防法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 手数料を納付すべき家畜の検査の種類に係る伝染性疾病の名称の改正

改正前	改正後
結核病	結核
ブルセラ病	ブルセラ症
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症
牛白血病抗体検査	牛伝染性リンパ腫抗体検査

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

寄宿舍の新設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

寄宿舍使用料の新設

寄宿舍の名称	使用料の額
来島寮	月額 9,000円

3 施行期日

公布の日から施行する。

第44号議案

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立産業高度化支援センターの施設の使用承認期間及び使用料の見直しを行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室の使用承認期間を5年から3年とし、同期間の更新の回数を1回から2回とすること。
- (2) 創業準備室、創業支援室及びプロジェクト研究員室に係る使用料の額の改定

単 位	使用料の額	
	改正前	改正後
1平方メートルにつき毎月	510円（更新後の使用承認期間にあっては、1,030円）	780円（更新後の使用承認期間にあっては、1,570円）

- (3) 使用料の新設

種 別	単 位	使用料の額
プロジェクト研究推進室	1平方メートルにつき毎月	1,040円（更新後の使用承認期間にあっては、1,300円）
プラント実験室	1平方メートルにつき毎月	310円（更新後の使用承認期間にあっては、390円）

- (4) 防音室、会議室等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならないこと。
- (5) 編集・制作室、ノンリニア編集室、ミーティング室及びハイビジョン静止画制作室並びに映像音響編集用機器の廃止に伴う使用料の廃止
- (6) その他規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済的理由によって授業料等の納付の困難な訓練生に対する支援を拡充するため、及び職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行

に伴い、入校料の減免、通信の方法により訓練を行う場合の実施方法等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって入校料の納付が困難なものについては当該入校料を減免することができること。
- (2) 通信の方法により訓練を行う場合は、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。
- (3) 授業料については、各月の1日から26日までに納付しなければならないこと。
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第46号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

令和3年6月9日から施行する。

第47号議案

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

1 提案理由

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費に充てるため、島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を松江市へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
南廻山団地	松江市

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第49号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の規定を踏まえ、特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る規定の見直しを図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。